

なないろ畑におけるコロナウイルス感染症対策について

令和2年5月17日

コミュニティーファームなないろ畑

はじめに

コロナウイルス感染症の拡大を受けた緊急事態宣言が出されている状況において、会員の感染リスクを回避しつつ、会員による農業生産活動を継続していくことが何より必要となっています。そのため、農業生産活動の継続と参加者の安全確保のための明確な行動原則・指針を定めることが、不可欠です。

こうした状況かんがみて、当該宣言が発出されている間、またはコロナウイルス感染のリスクがあるとコミュニティーファームが判断する間において、なないろ畑の会員は以下の原則・指針に沿って活動することにしましょう。

1. 畑における対応

① 密集の回避

(ア) 密集状態は避けましょう。(各人が2 mの距離を保持している場合は大丈夫。)

**なお、成人同士が手を伸ばして指先が届かない程度の距離が目安です。*

(イ) 一つの畑(座間1、座間2等)に入る人員は、目安として10人前後を上限としましょう。

(ウ) 弁当を畑でとることはかまいませんが、個人または家族単位の

相互の距離は2 mを保持しましょう。食物をシェアすることも回避しましょう。

② 密接会話の回避

(ア) 作業の関係で他者と2 mよりも近接する場合にはマスクをしましょう。。

(イ) 個人同士の会話は、2 m の距離を保持しましょう。

③ 接触感染の回避

(ア) トイレのドアノブや水道の蛇口に触れる際には、手で直接触らない工夫や手指消毒など、十分注意しましょう。

(イ) 共用のシャベルやクワなどの農工具を触る際には、原則として軍手をしましょう。

④ 子供連れの作業について

上記①(イ)にある10人前後には、幼児などの子供を含めてカウントすることとしましょう。その際、保護者は上記の原則を守るように子供に十分理解させ、作業中も目を配りましょう。

子供の人数が増える場合には接触の機会が増すことから、これを避けるため、現場で仕切る人員（山口久子代表など）が畑作業の割り振りを調整することにしましょう。

⑤ 人が集まるイベントについて

(ア) 多人数が集まるイベントは当分の間は禁止としましょう。

(イ) 個人が誘い合わせての多人数グループでの参加や、家族同士の誘い合わせての参加も自粛することとしましょう。

2. 出荷場における対応

① 密閉の回避

(ア) 出荷場屋内の入口は屋内に人がいる場合には、常に開放し、2階の窓も開放しましょう（雨天時は応相談）。

② 密集の回避

(ア) 出荷場の屋内の収容人数として、5人を上限の目安とし、6名以上が入ることは避けましょう。

(イ) 出荷場の扉の外側についても、4人を上限の目安とし、5名以上がいる状態はできるだけ避けましょう。（各人が2mの距離を保持している場合は大丈夫。）

③ 密接会話の回避

(ア) 個人同士は2mの間隔を空けることとしましょう。その際、同じテーブルに2人以上が着席することは避けましょう。

(イ) 発話すると飛沫がテーブルなどに付着するため、原則マスクを着用しましょう。

(ウ) 大声での会話は避けましょう。(近所の目にもよく留意しつつ。)

④ 食事 (まかない)

(ア) まかないは農作業従事者を対象に必要最小限に継続しましょう。

(イ) まかないを作る場合には、調理者はマスク着用など十分に注意しましょう。

(ウ) カウンターに料理を並べるビュッフェ方式は禁止とし、その代わりに、農作業従事者が持参する弁当箱に調理者が詰める形式にしましょう(中馬さんは多めに)。

(エ) まかないをいただく際には、他の会員と時間をずらすように十分に注意しましょう。

(オ) 一つのテーブルにつき一人が着席して食事をするを原則としましょう。

⑤ 接触感染の回避

(ア) トイレの使用の際には、トイレのドアノブを触る際には、袖をかませるなどして直接触ることが無いように、十分注意しましょう。アルコール消毒液の利用も入念に。

(イ) トイレでは、飛沫感染防止の為、フタをしてから流しましょう。

(ウ) テーブルなどは状況をみつつ気づいた会員が消毒液でふき取る

ようにしましょう。

⑥ 子供連れの来訪について

(ア) 保護者は子連れで来訪する際には、子供が上述の原則を守るように、十分注意することとしましょう。

3. 会員に感染者が出た場合の対応

① 検温

畑や出荷場に向かう日には検温しましょう。その際、37.5 度を超える場合には畑や出荷場への来訪を控えましょう。

② 感染者が出た場合の対応

万一、会員がコロナウィルスに感染した場合（陽性の場合）には、山口久子代表や飯島定幸会員などのコアメンバーに個人的に連絡をすることとし、当該コアメンバーは濃厚接触者の聴取などをしたうえで、感染者が出た旨の会員への周知、濃厚接触者への個人的連絡と注意喚起などをすることとしましょう。その際、個人情報の取り扱いに十分注意することとしましょう。

以上